

いまみや小中一貫校 PTA 規約

起案 4校 PTA 会長連絡会

第一章 名称

第1条

この会は、いまみや小中一貫校 PTA という。

この会は、事務所をいまみや小中一貫校に置く。

第二章 目的

第2条

この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童・生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条

この会は、前条の目的をとげるために、次の活動を行う。

1. 会員の成人教育並びに地域活動を盛んにするとともに、人間尊重の教育について理解を深める。
2. 家庭と学校および地域との緊密な連携によって、在学児童・生徒の福祉を増進する。
3. 家庭と学校と地域における教育的環境を良くする。
4. 学校に対する公費の確保に協力する。

第三章 方針

第4条

この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童・生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補を推薦しない。
4. この会は、自主独立のものであって、他の団体から支配・統制または干渉を受けない。
5. 学校の教育方針および人事並びに管理には干渉しない。

第四章 会員

第5条

この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

1. この学校に在籍する児童または生徒の保護者またはこれに代わる者。

2. この学校の教職員。

第6条

この会の会員は、すべて会費を納める義務を有する。

第五章 経理

第7条

この会の経費は、会費および自発的な寄付金によって支弁される。

第8条

この会の経費は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

ただし、暫定予算に限り、実行委員会の承認により発効する。

第9条

この会の資産は、すべて第二章に挙げた以外の目的のために支出または使用されではならない。

第10条

この会の会費は、月額500円とする。

第11条

この会の経理は、会計監査を経て、会員に報告されなければならない。

第12条

この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条

この会の経理については、別に会計規程を定めることができる。

第六章 役員とその選挙

第14条

1. この会の役員は次のとおりである。

- ① 会長 1名 保護者
- ② 副会長 若干名 保護者
- ③ 書記 若干名 保護者または教職員
- ④ 会計 若干名 保護者

2. 役員は、他の役員または会計監査を兼ねることができない。

第15条

1. 役員の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

2. 役員は、引き続いて他の役員に選任されることができる。

第 16 条

- 役員の選挙および就任は、次のとおり行われる。
1. 次の役員からなる役員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という）を次の方法によってつくる。
 - ① 各学年の保護者の中から次のとおり 9 名の指名委員を選出する。
各学級の保護者から互選により、各 1 名の学級代表を選出し、各学年の学級代表は互選により、各学年 1 名の学年代表を計 9 名選出する。
 - ② 教職員の中から互選により、2 名を選出する。
 - ③ 実行委員会の中から互選により、2 名を選出する。
 2. 指名委員は、役員および会計監査の候補になることはできない。
 3. 指名委員は、各役員別に候補者を挙げ、役員選挙の少なくとも 7 日前までに全会員に知らせる。
 4. 選挙を行う総会において、一般会員から候補者を指名することができる。
 5. 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、一般会員からなされる場合も、その氏名を発表する前に、候補者の同意を得なければならない。
 6. 役員は、原則として、4 月（または 5 月）の総会において、出席した会員の無記名投票により多数決で選挙される。
 7. 役員は、5 月 1 日より就任する。

第 17 条

会長に欠員が生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第 18 条

会長以外の役員に欠員が生じたときは、実行委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第七章 役員の資格とその任務

第 19 条

この会の目的並びに方針について十分な理解を持っている会員で、公選による公職者でないものは、第六章の規定に従って役員に選挙されることがある。

第 20 条

会長は次の職務を行う。

1. この会を代表し会務を総括する。
2. 他の役員および校長の意見を聞いて、各委員会および特別委員会の委員長を任命する。
ただし、指名委員会を除く。
3. 総会および実行委員会を招集する。
4. 各委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、指名委員会および会計監査を除く。
5. この会の資産を管理する。

第 21 条

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 22 条

書記は次の職務を行う。

1. 総会および実行委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録・通信その他の書類を保管する。
3. 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。

第 23 条

会計は次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
2. 予算の立案に協力する。
3. 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
4. 会計監査を受けて会員に報告する。

第八章 会計監査

第 24 条

1. この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。
2. 会計監査委員会には、委員長のほか若干名の委員を置く。

第 25 条

会計監査の選挙および就任は第 16 条に準じて行う。

第 26 条

会計監査はその年度の会計を監査し、年 1 回以上全会員にその結果を報告する。

第 27 条

会計監査委員の任期は 1 年とする。ただし、再選は妨げない。

第 28 条

会計監査委員は実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第九章 総会

第 29 条

総会は、全会員を以て構成され、この会の最高決議機関である。

第 30 条

総会の定足数（委任状を含む）は、全会員の 5 分の 1 とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。

第31条

実行委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときには、会長はいつでも総会を招集しなければならない。

第32条

総会は年1回以上開催する。

第33条

この会の年間行事計画および予算の審議決定並びに決算報告の承認は総会で行う。

第十章 実行委員会

第34条

実行委員会は、この会の役員・常置委員会の正副委員長および校長・教頭等をもって構成される。

ただし、各委員会の副委員長は委員長の代行ができる。

第35条

実行委員会の任務は次のとおりである。

1. 会長によって任命される各委員会の委員を承認する。
2. 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
3. 総会に提出する議案を調整する。
4. 必要あるときは、特別委員会を設ける。
5. その他、規約ならびに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。

第36条

1. 実行委員会は、原則として毎月1回定例会を開催する。
2. 実行委員会の定足数は、委員数の3分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第十一章 常置委員会および特別委員会

第37条

この会の活動に必要な事項について調査・研究・立案するために、次の常置委員会を置く。

1. 総務委員会
2. 学年委員会
3. 保健給食委員会
4. 青少年活動委員会
5. 広報委員会
6. 人権成人教育委員会
7. 体育厚生委員会

第 38 条

1. この会の特定の目的を遂行するために必要あるときは、特別委員会を設けることができる。
2. 特別委員会は、その任務を終えるとともに自動的に解散する。
3. 特別委員会の委員長は、必要ある場合、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第 39 条

1. 各常置委員会および特別委員会の委員長は、他の役員および校長の意見を聞いて会長が任命する。ただし、必要に応じて各委員会に副委員長を置くことができる。
2. 委員は、委員長の選任に基づき、実行委員会の承認を得て、会長が任命する。
3. 各常置委員会ならびに特別委員会の正副委員長および委員の任期は 1 年とする。ただし、再選は妨げない。
4. 常置委員会相互間において委員は他の委員を兼ねることができない。

第 40 条

総務委員会の任務は次のとおりである。

1. この会の目的達成に必要な活動の年間計画を立て、収支の予算を立案する。
2. この計画に基づく諸活動を評価して、次の企画の資料とする。
3. 総会が決定した予算に基づいて、健全な経理が行われるように協力する。
4. 他の委員会に属さない事業、活動を実施する。
5. 総会の議事日程を立案する。
6. 必要があれば、補正予算を立てる。

第 41 条

学年委員会の任務は次のとおりである。

1. 保護者と教職員との最も基本的な話し合いの場であり、あらゆる PTA 活動の基盤となるよう努める。
2. 教育環境をより好ましくするように努める。
3. 教職員と保護者および保護者相互の連絡と親睦を図る。

第 42 条

保健給食委員会の任務は次のとおりである。

1. 学校給食が十分な効果を上げられるように努める。
2. 在籍児童・生徒の健康増進を図り、全員の保健衛生に対する理解を深めるように努める。
3. 保健指導ならびに食育の推進に努める。

第 43 条

青少年活動委員会の任務は次のとおりである。

1. 地域における在学児童・生徒の交通安全・環境整備・非行防止に努め、会員の意識を高める。
2. 地域における会員の連携と親睦を図り、相互の連絡が円滑に行われるようにつとめる。
3. 地域の諸団体・機関との連携を図る。

4. 地域社会の環境を良くするように努める。

第 44 条

広報委員会の任務は次のとおりである。

1. 会員に対し、情報を伝達する。
2. 地域社会に対し、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得るように努める。
3. この会と同じ目的を持つ団体または機関との連絡を図る。

第 45 条

人権成人教育委員会の任務は次のとおりである。

1. 日常的、継続的な人権啓発事業の推進を図る。
2. 会員の文化的教養ならびに教育水準を高めるための諸活動を行う。
3. 地域の社会教養を盛んにすることに協力する。
4. 学校の文化的活動を盛んにすることに協力する。

第 46 条

体育厚生委員会の任務は次のとおりである。

1. 会員および児童・生徒の保健衛生ならびに体力の向上を図り、健康増進に努める。
2. 児童・生徒の福利厚生を図る。
3. 会員のスポーツ、レクレーション活動を推進する。

第 47 条

校長は、各常置委員会または特別委員会に出席して意見を述べることができる。

第 48 条

各常置委員会および特別委員会は、その事業計画について実行委員会に諮らねばならない。

第十二章 改正

第 49 条

この規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。

ただし、改正案は総会の少なくとも 7 日前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。

附則

1. 平成 27 年度の役員、会長、副会長、書記、会計、総務委員会委員長（以下総務）については、例外的に平成 26 年度内に各校 PTA 会長を中心とした各校実行委員会で推薦し、4 校 PTA 会長で協議のうえ、役員原案を作成し、依頼する。各役員予定者本人の承諾のあと、各校会員の過半数の了承を得ることをもって、決定するものとする。その上で役員は、平成 27 年 4 月 1 日付で就任するものとする。年度当初に必要な作業については、就任前であっても、その役員名において活動することを認める。（平成 26 年 10 月）